

2021年12月 3日

日立市議会議長
蛭田 三雄 殿

県産業廃棄物最終処分場建設に反対する連絡会

共同代表 荒川照明

(日立市台原町2-10-10)

共同代表 数藤まち子

(日立市諏訪町5-24-7)

**茨城県関与の新産業廃棄物最終処分場基本計画案に係る日立市議会
としての審議に関する陳情**

I 陳情の趣旨

2021年9月12日、茨城県は標記新産業廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」と略す。）の整備のために、新産業廃棄物最終処分場基本計画策定委員会（以下、新産業廃棄物最終処分場基本計画を「基本計画」と、また、新産業廃棄物最終処分場基本計画策定委員会を「策定委員会」と略す。）を発足させ、同日、第1回策定委員会を開催しました。この会議を2022年1月までに4回開催し、基本計画案を取りまとめた後、「市民報告会」を経て、基本計画を決定するとしています。

これに対して、日立市議会（以下、「市議会」と略す。）は、本年9月開催の第3回定例会において県から説明を受け、専門的な審議が行われるものと推測されていましたが、意外にも、9月21日に予定されていた市議会新産業廃棄物最終処分場整備調査特別委員会（以下「産廃特別委員会」と略す。）は実施されず、市民は基本計画の内容や問題点を知る機会を保障されませんでした。市議会はその任務を放棄した形です。つきましては、これまでの当会からの陳情及び要望に加えて、下記の陳情をします。

記

- 1 2021年9月21日に予定していた産廃特別委員会を中止した理由を明らかにすること。
- 2 2021年12月以降の市議会においては、必ず、産廃特別委員会、及び「全員協議会」を開催して、基本計画案を含めた茨城県関与の最終処分場関連の審議を行うこと。
- 3 地方自治法（1947年法律第67号）第100条の2（専門調査）に基づき、市議会は、基本計画等に関する専門的事項に係る調査を外部の学識経験を有する者等を組織して行うこと。
- 4 市議会は、基本計画案について、市内23小学校区毎に住民説明会を開催し、住民の疑問や意見を吸い上げて、市議会の判断に反映させること。
- 5 市議会は、本陳情書を始め、昨年来、本会から出された最終処分場整備に関する陳情書

や要望書を広く市民に公開すること。

II 陳情の理由

1 2021年9月市議会は、9月12日に茨城県の策定委員会が開催されていたにも拘わらず、基本計画案について審議せず、その職責を果たさなかった。市民の知る権利が大きく損なわれた。

2 日立市諏訪町地内に建設計画の茨城県関与の最終処分場は、日本最大級の「エコフロンティアかさま」の後継処分場であり、廃棄物処理法（1970年法律第137号）第15条の5に定める廃棄物処理センターとして、県内外の特別管理産業廃棄物、特別管理一般廃棄物、災害廃棄物、更には、放射性物質を含む廃棄物等を最終処分するものである。加えて、中間処理施設としての廃棄物焼却施設の設置も日立市との協議や策定委員会での検討を経て決定するとされている。

このことから、本件の審議に関しては、特別委員会のみならず、「全員協議会」を設置し、十分に審議し、市民の知る権利に応えることが市議会の基本的任務である。

3 茨城県は最終処分場の設置に関しては、事業者（一般財団法人茨城県環境保全事業団）に対し許可・不許可の行政処分を行う行政機関であり、施設の設置後は監督事務を行う立場に立つ。

しかし、この間、県は当該産廃処分場の事業者と表裏一体で対応しており、それ故、地質や水文等の諸調査や基本計画そのものも第三者性を担保し得ているとは言い難い。よって、市議会は基本計画を分析評価するに当たっては、陳情事項第3項の専門調査機関を組織して主体的に行う必要がある。

4 昨年来、市議会は、産廃処分場整備の審議に関して、市民の疑問や意見を広く吸い上げて、市議会の判断に反映させることをしていない。昨年来、市民から市長に1万5千余筆の反対署名が提出されており、市議会は市民の声をもっと聞く必要がある。

5 これまで、本会が市議会へ提出した陳情や要望の中身は、殆ど市民に知らされておらず、市民に問題の所在が伝わっているとは言い難い。議会に出された市民の願いは、その賛否を問わず、速やかに市民に周知することが議会の本質的な在り方であり、市民に身近な市議会作りにつながる。